

(証券コード1518)
平成26年6月5日

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目1番12号
三井松島産業株式会社
代表取締役社長 申 間 新一郎

第158回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第158回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区大手門一丁目1番12号
大手門パインビル 2階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第158期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第158期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部改定及び継続の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 定時株主総会招集ご通知添付書類である事業報告に記載すべき事項の一部につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>）に掲載しておりますので、法令および定款の規定により添付書類には記載していません。詳細は22ページをご参照願います。
3. 添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、先進国を中心として緩やかな回復基調が継続いたしました。米国経済は堅調な個人消費や株価の上昇を背景に堅調に推移しており、欧州経済についても景気に下げ止まりの感が見られました。一方、中国経済については政府が政策の重点を成長速度から持続性に移したこともあり、経済成長は継続したものの成長率が鈍化が見られました。

またわが国経済は、政府の各種政策効果が下支えするなかで円安株高基調が継続し、企業収益の改善と個人消費の拡大による景気の回復が継続いたしました。

このような経済情勢の中、当社グループにおきましては、燃料事業において世界の石炭需給の緩和による石炭価格の下落および販売数量の減少により、売上高は773億円（前期比67億8百万円減収）となり、営業利益は18億91百万円（前期比19億28百万円減益）となりました。

また経常利益につきましては、為替差益4億74百万円の計上などにより25億24百万円（前期比15億84百万円減益）となり、特別利益に固定資産売却益4億64百万円、また特別損失に固定資産減損損失4億1百万円、固定資産圧縮損2億48百万円および固定資産売却損1億99百万円など合計11億5百万円を計上したことなどから、当期純利益は15億32百万円（前期比1億67百万円減益）となりました。

なお、当連結会計年度における事業別の概況は次のとおりであります。

ただし、次の事業別の概況における売上高は、連結消去前の金額であります。

【燃料（石炭販売）事業】

石炭価格の下落および鉄鋼用石炭の販売数量が減少したことから、当連結会計年度における売上高は601億49百万円（前期比63億80百万円減収）となり、1億円の営業損失（前期は38百万円の営業損失）となりました。

【燃料（石炭生産）事業】

前期と比較して石炭代金決済レート（US\$/A\$）の豪ドル安および決算為替レート（円/A\$）の円安による増収要因があったものの、石炭価格の下落により当連結会計年度における売上高は158億29百万円（前期比2億64百万円減収）となり、営業利益は、21億10百万円（前期比21億38百万円減益）となりました。

【飲食用資材事業】

当事業は、日本ストロー株式会社を当連結会計年度中に子会社化したことに伴い新たに加わった事業であります。同社は主力事業である飲料用の伸縮ストローの製造・販売と食品容器・包装資材等の輸入販売事業を行っております。なお、同社の決算日は12月31日であり、当社グループの連結決算日と異なることから、当連結会計年度におきましては同社の平成25年12月31日現在の貸借対照表のみを連結しております。

【施設運営受託事業】

当連結会計年度における売上高は59億46百万円となりましたが、のれん償却費1億33百万円の計上などにより85百万円の営業損失となりました。なお、本事業は平成24年7月から連結の範囲に含めていることから、前連結会計年度との比較は行っておりません。

【建機材事業】

当連結会計年度における売上高は26億55百万円（前期比4億8百万円減収）となり、68百万円の営業損失（前期は1億89百万円の営業損失）となりました。なお、本事業のうち当社で行っておりましたキッチンカウンター、木製建具等の家具の備付け事業については、当連結会計年度中に会社分割により譲渡しております。

【不動産事業】

当連結会計年度における売上高は5億91百万円（前期比5百万円増収）となりましたが、53百万円の営業損失（前期は15百万円の営業損失）となりました。なお、現有資産の有効活用観点から、賃貸マンション等6物件を売却いたしました。

【リサイクル・合金鉄事業】

前連結会計年度に合金鉄製造事業を休止したことに伴い、当連結会計年度における売上高は1億97百万円（前期比64百万円減収）となりましたが、営業利益につきましては、3百万円（前期は1億87百万円の営業損失）となりました。

【その他事業】（太陽光発電事業、介護事業、港湾事業、海外派遣研修事業等）

平成25年7月にスーパーマーケット事業を事業譲渡したことにより、当連結会計年度における売上高は17億4百万円（前期比7億35百万円減収）となりました。営業利益につきましては太陽光発電事業ならびに港湾事業が順調に推移したことなどから81百万円（前期は35百万円の営業損失）となりました。

なお、介護事業においては平成26年1月にMMライフサポート株式会社を設立し、サービス付高齢者向け住宅の運営と通所介護や訪問介護など、介護サービス提供に向け事業準備を進めております。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

※当社では、平成27年3月期第1四半期より事業構造の変化と各事業の成長にあわせて事業セグメントの変更を予定しております。

主な変更内容は以下のとおりです。

- ・「その他事業」に含まれる太陽光発電事業を「再生エネルギー事業」として新設
- ・「建機材事業」及び「リサイクル・合金鉄事業」を「その他事業」に統合

(2) 対処すべき課題

今後の経済の見通しといたしましては、米国を中心とする先進国経済に牽引されて緩やかな成長が継続することが見込まれますが、米国の金融緩和縮小による影響や欧州政府債務問題の再燃リスクもあり、先行きの不透明感は払拭できないものと思われれます。

当社グループの中核事業である燃料事業を取り巻く石炭市況につきましては、足元では、中国を中心とする近年の新興国の需要急増を受けた新規炭鉱・インフラ拡張に伴い、供給が大幅に増大しております。一方で、世界最大の消費国である中国の経済成長の鈍化や、米国におけるシェールガスの台頭などにより需給が緩和し、価格は低位に推移しております。しかしながら、今後は新興国の経済成長を背景とした需要拡大が見込まれ、日本国内においても石炭火力発電所の新增設の計画が相次いで発表されるなど、長期的な需要の高まりが期待されます。さらに、足元の市況の軟化を受けた供給側の生産調整の動きも発表されるなど、需給の緩和解消が今後見込まれることから、将来的には価格の上昇が見込まれます。

このような環境の中、当社グループといたしましては、中核事業である燃料事業において、当社グループが持つ「長年の炭鉱経営で培った鉱山採掘の技術力」「海外炭鉱への投資活動を通じて培った企画・提案力」、更に「多業種に亘る優良需要家への販売力」の3つの優位性を駆使して、より競争力のある新規石炭鉱山の開発を行い、更なる販売の拡大を目指します。また燃料事業への注力とあわせて、収益の安定化・多様化を図るために燃料事業以外の新規事業育成にも力を入れてまいります。

なお、当企業集団における各事業の課題は、次のとおりであります。

【燃料（石炭販売）事業】

当社グループの強みである優良需要家とのネットワークを効率的に活用した営業活動を展開し、顧客のニーズに対応した仕入ソースの拡大に注力いたします。あわせて、現行の商社ビジネスに加えて、より石炭利用に近い川下分野での新規事業の開発に取り組んでまいります。

【燃料（石炭生産）事業】

新興国を中心に今後も石炭需要の増加が見込めることから、良質な石炭の安定供給へ向け

て、引き続きリデル炭鉱の安定操業に努めてまいります。また、平成24年7月に投資を実施したインドネシアGDM社を早期に安定収益源とすべく注力するとともに、豪州Square Exploration社と共同で行っている探査事業などを通じて、新たな有望石炭資源の発掘および権益確保に取り組んでまいります。

【再生エネルギー事業】

既存メガソーラー発電所の安定稼働および現在建設中の「メガソーラーつやざきNo. 3 発電所」を計画通り稼働させることにより、収益の向上に努めてまいります。また、再生可能エネルギーによる発電事業およびその関連事業などの新規事業の開拓に取り組み、業容拡大を図ってまいります。

【飲食用資材事業】

日本ストロー株式会社は、国内伸縮ストロー市場において圧倒的なシェアを有し、大手乳業・飲料メーカー等の優良顧客との安定的な取引基盤を有しております。主力の伸縮ストローの製造・販売については、国内市場を中心にさらなる顧客基盤の強化・拡大を目指し、製品の付加価値向上と品質安定化に努めてまいります。その他食品容器・包装資材の販売についても新規顧客開拓を積極的に進め、業容拡大を図ってまいります。

【施設運営受託事業】

当社グループの地盤である九州地区ほか日本各地での民間企業・地方自治体などが所有する保養所・研修所その他施設を対象とした運営受託事業の拡充に取り組んでまいります。また、既存の運営受託施設については、営業を強化し利用者の拡大を進め、収益向上を図ってまいります。

【不動産事業】

将来の収益確保の観点から現有賃貸資産の高齢者事業等への転用を検討してまいります。

【その他事業】（介護事業、港湾事業、海外派遣研修事業等）

新たにスタートする介護事業につきましては、平成26年度中に2棟のサービス付高齢者向け住宅の運営開始を予定しております。本事業の更なる拡充を進めるとともに、その他既存事業の業績向上に引き続き努めてまいります。

当社グループは、「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会作りに向けての事業展開を行い、常に社会から必要とされる企業を目指して邁進していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金および自己資金によって賄い、増資または社債発行等による特別の資金調達は行っていません。

(4) 設備投資状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は13億2百万円であり、主なものは燃料（石炭生産）事業におけるMITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD. の重機増強など5億78百万円およびその他事業における合同会社津屋崎太陽光発電所No. 2の太陽光発電設備などの5億94百万円であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

平成25年7月1日付で、連結子会社である株式会社大島商事のスーパーマーケット事業を事業譲渡により、株式会社マミーズに譲渡いたしました。

平成26年2月17日付で、当社建機材事業におけるキッチンカウンター、木製建具、輸入キッチン、ウッドデッキその他の家具の備付け事業を吸収分割（簡易分割）によりコンフォート株式会社に譲渡しております。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

会社名	株式の種類等	取得株式数 または持分割合
合同会社津屋崎太陽光発電所No. 2	持分	90%
LIDDELL COAL SALES PTE. LIMITED	普通株式	650,000株
MMライフサポート株式会社	普通株式	1,600株
日本ストロー株式会社	普通株式	330,300株

(9) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第155期 (平成22年度)	第156期 (平成23年度)	第157期 (平成24年度)	第158期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	87,658	98,063	84,009	77,300
経 常 利 益(百万円)	2,553	6,577	4,108	2,524
当 期 純 利 益(百万円)	4,480	4,880	1,699	1,532
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	32.31	35.20	12.26	11.05
総 資 産(百万円)	49,022	46,178	56,280	59,812
純 資 産(百万円)	24,251	26,853	31,129	32,807
1 株 当 たり 純 資 産(円)	174.91	193.68	224.52	236.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第155期においては、固定資産の減損損失19億60百万円を計上したものの投資有価証券売却益49億89百万円を計上したことなどから、44億80百万円の当期純利益となりました。
4. 第156期においては、特別利益に投資有価証券売却益21億16百万円、特別損失に減損損失8億8百万円などを計上したことなどから、48億80百万円の当期純利益となりました。
5. 第157期においては、第156期にありましたような投資有価証券売却益(21億16百万円)などの多額の特別利益の計上がなく、また特別損失に投資有価証券評価損4億23百万円および減損損失3億44百万円など合計12億5百万円を計上したことなどから、16億99百万円の当期純利益となりました。
6. 当連結会計年度につきましては、「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

② 事業報告作成会社の財産および損益の状況の推移

区 分	第155期 (平成22年度)	第156期 (平成23年度)	第157期 (平成24年度)	第158期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	77,699	85,535	69,155	62,564
経 常 利 益(百万円)	3,606	4,134	1,100	1,161
当 期 純 利 益(百万円)	230	2,884	73	1,191
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	1.66	20.80	0.53	8.59
総 資 産(百万円)	31,506	33,457	34,837	34,848
純 資 産(百万円)	17,209	19,645	19,658	20,141
1 株 当 たり 純 資 産(円)	124.12	141.69	141.78	145.27

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 第155期においては、関係会社貸倒引当金繰入額30億29百万円などを特別損失として計上したことから、当期純利益は2億30百万円となりました。
 4. 第156期においては、関係会社貸倒引当金繰入額7億5百万円などを特別損失として計上したことから、当期純利益は28億84百万円となりました。
 5. 第157期においては、減損損失3億22百万円、関係会社事業損失2億65百万円などを特別損失に計上したことから、当期純利益は73百万円となりました。
 6. 当事業年度においては、特別利益に固定資産売却益4億63百万円、特別損失に減損損失2億16百万円ならびに固定資産売却損1億96百万円などを計上したことから、当期純利益は11億91百万円となりました。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況（平成26年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.	131百万A\$	100.0	石炭関連海外子会社の統括・管理および海外炭鉱への投融資
MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD.	116百万A\$	100.0(100.0)	豪州NSW州リデル炭鉱の共同開発事業
MMI コールテック株式会社	50百万円	100.0(100.0)	各種資源の調査および石炭鉱山の操業管理
MMI Indonesia Investments PTY LTD.	34万US\$	100.0(100.0)	PT Gerbang Daya Mandiri の持株会社
MM エナジー株式会社	50百万円	100.0	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業
合同会社津屋崎太陽光発電所No.1	10百万円	90.0(90.0)	メガソーラーつやざきNo.1 発電所の事業運営
合同会社津屋崎太陽光発電所No.2	10百万円	90.0(90.0)	メガソーラーつやざきNo.2 発電所の事業運営
日本ストロー株式会社	310百万円	100.0	ストローおよび包装資材の製造販売
株式会社エムアンドエムサービス	30百万円	100.0	宿泊施設・保養所・研修所等の運営受託事業
MMライフサポート株式会社	80百万円	100.0	高齢者向け住宅の運営および介護サービス事業
松島港湾運輸株式会社	20百万円	100.0	石炭の揚炭、荷役業務の請負

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
三井松島リソース株式会社	100百万円	100.0	炭鉱技術の研修事業
株式会社松島電機製作所	250百万円	100.0	電気・機械器具類の製造販売
永田エンジニアリング株式会社	20百万円	100.0	選別機等産業機械設備の設計・製作
池島アーバンマイン株式会社	80百万円	80.0	リサイクル事業
株式会社大島商事	10百万円	100.0	プロパンガス供給事業

- (注) 1. 出資比率の()は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内訳で表示しております。
2. MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD.、MMI コールテック株式会社およびMMI Indonesia Investments PTY LTD. は、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. の完全子会社であります。
3. 平成25年4月1日にMMエナジー株式会社の出資により合同会社津屋崎太陽光発電所No.2を設立いたしました。
4. 平成26年1月24日にMMライフサポート株式会社を設立いたしました。
5. 平成26年1月10日に株式譲渡契約を締結し、同年2月3日付で日本ストロー株式会社の全株式を取得いたしました。

③ 関連会社の状況 (平成26年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
(持分法適用関連会社) LIDDELL COAL SALES PTE. LIMITED	65万US\$	32.5	豪州NSW州リデル炭鉱で採掘される石炭の販売
(持分法適用関連会社) PT Gerbang Daya Mandiri	10,000百万ルピア	30.0(30.0)	インドネシアにおける石炭の生産・販売

- (注) 1. 出資比率の()は、事業報告作成会社の子会社の出資比率を内訳で表示しております。
2. 平成25年11月28日付でLIDDELL COAL SALES PTE. LIMITEDに出資を行い、同日付で持分法適用関連会社といたしました。

(11) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

事業部門	事業内容
燃料（石炭販売）事業	石炭の販売
燃料（石炭生産）事業	石炭の生産、資源開発のコンサルタント業
飲食用資材事業	ストローおよび包装資材の製造販売
施設運営受託事業	宿泊施設の運営、保養所・研修所等の運営受託事業
建機材事業	機器類の製造・仕入販売、機械部品の製作・修理請負、選別機等産業機械設備の設計・製作
不動産事業	賃貸ビル、マンションなどの賃貸業
リサイクル・合金鉄事業	リサイクル事業
その他事業	太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業、介護事業 揚炭業、倉庫業 産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業（炭鉱技術移転事業） プロパンガス供給事業

(12) 主要な事業所（平成26年3月31日現在）

当 社	本 店	福岡市中央区大手門一丁目1番12号
	営業拠点	東京支社（東京都中央区）
子 会 社	海 外	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.（オーストラリア） MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD.（オーストラリア）
	国 内	日本ストロー株式会社 : 本社（東京都品川区） 富士工場（静岡県富士市） 熊本工場（熊本県熊本市） 株式会社エムアンドエムサービス : 本社（大阪府大阪市） 東京事務所（東京都中央区） 株式会社松島電機製作所 : 本社（長崎県西海市） 大島工場（長崎県西海市） 佐世保工場（長崎県佐世保市）

(13) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
770名	77名増

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（期中平均雇用人員348名）は含んでおりません。
2. 従業員数が当連結会計年度において77名増加しておりますが、主として当連結会計年度中に日本ストロー株式会社を子会社化したことによるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
57名	11名減	41.9才	10.4年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（期中平均雇用人員4名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,809
株式会社 三井住友銀行	2,638
株式会社 親和銀行	1,747
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,319
株式会社 みずほ銀行	945
三井住友信託銀行株式会社	743
三菱UFJ信託銀行株式会社	597
株式会社 西日本シティ銀行	422

(注) 借入額は、短期および長期借入金を掲げております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 138,677,572株（うち自己株式28,340株）

(2) 株主数 13,533名（前期末比740名減）

(3) 大株主

大株主の状況（上位10名）は次のとおりです。

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
那 須 功	5,813	4.19
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,318	2.39
株 式 会 社 親 和 銀 行	3,268	2.36
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,263	2.35
中 島 尚 彦	2,700	1.95
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,449	1.77
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	1,600	1.15
メロンバンク エヌエーアズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	1,547	1.12
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	1,526	1.10
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 6)	1,526	1.10

（注） 持株比率は自己株式（28,340株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
申間 新一郎	代表取締役社長 社長執行役員	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. CEO
柴崎 則之	取締役 専務執行役員 建機材事業部長 東京支社長	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 取締役 株式会社エムアンドエムサービス 代表取締役会長
天野 常雄	取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 不動産事業部担当 海外業務部担当	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. COO
小柳 慎司	取締役 常務執行役員 経営企画部担当 総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当 内部監査室担当	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 取締役 株式会社松島電機製作所 代表取締役社長 株式会社エムアンドエムサービス 取締役 日本ストロー株式会社 取締役
篠原 俊	取締役	公認会計士篠原俊事務所代表 篠原・植田税理士法人 代表社員 株式会社ベスト電器 監査役(社外) 福岡リート投資法人 監督役員
高田 義雄	常勤監査役	株式会社エムアンドエムサービス 監査役
荒木 隆繁	常勤監査役	
野田部 哲也	監査役	河野・野田部法律事務所代表 福岡県弁護士会 常議員 日本司法支援センター福岡地方事務所副所長

- (注) 1. 取締役 篠原俊氏は、社外取締役であります。
 なお、同氏は東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 荒木隆繁、野田部哲也の両氏は、社外監査役であります。
 なお、両氏は東京証券取引所および福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 平成25年6月21日開催の第157回定時株主総会において、高田義雄、野田部哲也の両氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 監査役 高田義雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 高田義雄氏は、平成25年6月11日付で当社連結子会社である株式会社エムアンドエムサービスの監査役に就任いたしました。
6. 取締役 小柳慎司氏は、平成25年6月18日付で当社連結子会社である株式会社松島電機製作所の代表取締役社長に就任いたしました。
7. 松川隆一、長門博之の両氏は、平成25年6月21日に任期満了に伴い監査役を退任いたしました。
8. 取締役篠原俊氏は、平成25年6月に日本公認会計士協会北部九州会会長および平成25年7月に日本公認会計士協会常務理事を退任いたしました。
9. 取締役小柳慎司氏は、平成26年2月3日付で当社連結子会社である日本ストロー株式会社の取締役に就任いたしました。
10. 取締役柴崎則之氏は、平成26年3月31日付で当社建機材事業部を廃部したことにより、建機材事業部長を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	167百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	40百万円 (24百万円)
計	10名	208百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額17百万円であります。
 (昭和62年6月26日開催の第131回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4百万円であります。
 (平成6年6月29日開催の第138回定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・ 篠原俊氏は、公認会計士篠原俊事務所および篠原・植田税理士法人を経営する公認会計士、税理士であり、また株式会社ベスト電器の社外監査役および福岡リート投資法人の監督役員を兼務しておりますが、それらすべての法人等と当社の間には資本関係および取引関係はありません。
- ・ 野田部哲也氏は、河野・野田部法律事務所を経営する弁護士であります。当該事務所と当社との間に取引関係はありません。また、野田部哲也氏は以下の公職についております。

福岡県弁護士会／常議員

日本司法支援センター福岡地方事務所／副所長

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	篠 原 俊	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	荒 木 隆 繁	当期開催の取締役会15回および当期開催の監査役会13回全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの発言を行っております。
社 外 監 査 役	野 田 部 哲 也	平成25年6月21日の就任後、開催した取締役会11回のうち10回、監査役会10回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役とも8百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

53,084千円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

50,000千円

③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

50,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。

2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（IFRS）助言・指導業務」を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役会が監査役全員の同意により会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性や適格性を害する事由の発生により、適正な監査業務を遂行できないと認められる場合は、会社法第344条第1項に基づく監査役会の同意を得て、もしくは会社法第344条第2項に基づく監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(5) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則の定めに基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を次のとおり決議しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、全使用人を含めた者を対象とする行動規範として「行動憲章」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、遵守を図る。取締役会については、取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保され、3ヶ月に1回以上これを開催することを原則に、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ顧問弁護士等に意見を求め、法令定款違反行為を未然に防止する。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i リスク管理の基本的枠組みを定めた「リスク管理規程」に従って、「リスク管理委員会」を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る。
- ii 業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクは、事前に各部署において検討の上、経営会議ならびに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
- iii 仕入・販売取引、為替・金利変動、与信リスク等の各部門における事業活動上のリスクについては、職務権限責任規程に基づき審査、決裁もしくは承認されることによって、損失の危険を回避・予防する。
- iv 内部監査室はリスク管理体制について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 経営機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化および効率化を目的に執行役員制度を導入する。
 - ii 当社には意思決定機関として取締役会のほか、執行役員をメンバーとする経営会議を設置して権限の一部を委譲し、最重要案件のみを取締役会決議事項とすることで、取締役の職務の効率化を確保する。その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を確立するものとする。
 - iii 日常の職務遂行に際しては、職務権限責任規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 使用人の職務執行が法令定款に適合することを確保するための体制
 - i 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルに基づき、全使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を確立する。
 - ii 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容ならびに対処案をコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査役に報告される体制を確立する。
 - iii コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、必要に応じ、各部門に責任者、推進者を配置し、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督することとする。
 - iv 内部監査室は、法令・定款・社内規程の遵守状況について監査を行い、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- ⑥ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - i 子会社の適切な管理方針を定めたグループ会社管理規程を制定し、当社から子会社への指導および子会社から当社への報告を行うための窓口として、当社に国内関連業務部および海外業務部を設置する。
 - ii 子会社の業務執行にかかる意思決定手続は、当社および子会社の職務権限責任規程に従って実行される。当社が子会社の意思決定に一定の関与を行うことで、子会社の業務運営の適正性を確保する。
 - iii 当社の内部監査室は子会社との間で内部監査契約を締結しグループ全体の内部監査を行う。監査結果は当社の関連部署および取締役会に報告され、必要に応じて是正・改善が行われる。

- iv 当社および子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役からの要請により、必要な期間、監査役職務を補助すべき使用人を置くことがある。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査役会の同意を必要とする。
 - ii 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査役の指揮命令下にあるものとする。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
 - ii 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・当社の内部統制システム確立に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役および内部監査室またはこれに相当する部署の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用および通報の内容
 - ・社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回覧の義務付け
- ⑩ その他の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（監査役会が臨時に必要と判断する場合は、別途）設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保および、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、日々の事業活動を通じて企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げるにより社会の発展に貢献することを目指しております。

したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、株主価値を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主価値の向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値、株主価値が毀損されるおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等もあります。

当社はこうした事情に鑑み、当社株式に対する買付けが行われる際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付け者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主価値の向上に反する買付け行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社は、大正2年(1913年)に長崎県松島において国内炭生産会社として創業以来、100年に亘り石炭を事業の中心として歩んでまいりました。今後も石炭需要の拡大が見込めることから、当社グループの海外事業統括会社である三井松島インターナショナル社を核として燃料事業の拡充を図り、引き続き石炭の安定供給に努めてまいります。

また、燃料事業の拡充とあわせて、民間企業・地方自治体等が所有する宿泊施設・保養所・研修所などの運営受託を行う施設運営受託事業や、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電事業など、収益源の安定化・多様化を図るために新規事業の育成・拡大を積極的に進めてまいります。

このような当社の事業戦略は、財務体質の強化を図りつつ、企業業績の拡大を目標とするものであり、企業価値の向上ひいては株主価値の向上に大きく貢献するものと確信しております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年12月20日開催の取締役会において、「大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本施策」といいます。）の導入について、本施策の重要性に鑑み、有効期間を第152回定時株主総会終結のときまでとした上で決議いたしました。

その後、平成20年6月27日開催の第152回定時株主総会ならびに平成23年6月24日開催の第155回定時株主総会において、いずれも有効期間を3年間とする議案として上程させていただき、株主の皆様のご承認をいただきました。

なお、当社は本年5月13日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」および「基本方針の実現に資する特別な取組み」を改めて決議するとともに、本施策については、本年6月27日開催予定の第158回定時株主総会の終結の時をもって有効期間を満了することとなりますので、本施策に所要の変更を行ったうえ、これを継続導入するための議案を同株主総会に付議することを予定しております。

本施策は、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付け者」といいます。）に対し、当社が定める大規模買付けルールへの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守しない場合や当社の企業価値、株主価値が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるとするものです。

なお、本施策の概要は以上の通りですが、詳細につきましては当社ホームページ上に掲載しておりますので、下記URLより「株式会社の支配に関する基本方針」をご参照ください。

(<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>)

- ④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された当社の企業価値、株主価値の向上を確保することを目的とした取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、社外監査役または社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められて

いること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本施策を廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

7. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,299	流 動 負 債	12,585
現金及び預金	14,362	買掛金	3,031
受取手形及び売掛金	6,203	短期借入金	5,703
商品及び製品	976	未払法人税等	163
仕掛品	193	賞与引当金	117
原材料及び貯蔵品	324	ポイント引当金	68
その他の	1,239	その他の	3,500
貸倒引当金	△0		
		固 定 負 債	14,419
固 定 資 産	36,513	社債	157
有形固定資産	26,388	長期借入金	7,637
建物及び構築物	2,997	長期リース債務	1,030
機械装置及び運搬具	9,662	再評価に係る繰延税金負債	610
土地	12,348	長期繰延税金負債	1,714
リース資産	1,109	退職給付に係る負債	511
その他の	270	資産除去債務	2,191
無形固定資産	6,645	その他の	567
のれん	3,713	負 債 合 計	27,005
その他の	2,931	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	3,479	株 主 資 本	29,422
投資有価証券	3,086	資本金	8,571
その他の	616	資本剰余金	6,219
貸倒引当金	△223	利益剰余金	14,635
		自己株式	△4
		その他の包括利益累計額	3,382
		その他有価証券評価差額金	516
		繰延ヘッジ損益	△347
		土地再評価差額金	865
		為替換算調整勘定	2,347
		少数株主持分	3
		純 資 産 合 計	32,807
資 産 合 計	59,812	負 債 ・ 純 資 産 合 計	59,812

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	77,300
売上原価	72,266
売上総利益	5,033
販売費及び一般管理費	3,141
営業利益	1,891
営業外収益	
受取利息	240
受取配当	27
為替差益	474
持分法による投資利益	21
その他	100
営業外費用	
支払利息	161
コミットメントファイ	29
その他	41
経常利益	2,524
特別利益	
固定資産売却益	464
補助金収入	268
特別損失	
固定資産売却損	199
投資有価証券評価損	127
減損損失	401
固定資産圧縮損	248
補償損失	37
その他	91
税金等調整前当期純利益	1,105
税金等調整前当期純利益	2,153
法人税、住民税及び事業税	748
法人税等調整額	△129
少数株主損益調整前当期純利益	1,533
少数株主利益	1
当期純利益	1,532

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	8,571	6,219	14,657	△4	29,444
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△693		△693
当期純利益			1,532		1,532
土地再評価差額金の取崩			△861		△861
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△22	△0	△22
平成26年3月31日残高	8,571	6,219	14,635	△4	29,422

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成25年4月1日残高	519	114	6	1,043	1,683	0	31,129
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△693
当期純利益							1,532
土地再評価差額金の取崩			861		861		－
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2	△461	△3	1,304	837	2	839
連結会計年度中の変動額合計	△2	△461	858	1,304	1,698	2	1,678
平成26年3月31日残高	516	△347	865	2,347	3,382	3	32,807

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.、MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD.、日本ストロー株式会社、株式会社エムアンドエムサービス、株式会社松島電機製作所であります。

なお、当連結会計年度において、合同会社津屋崎太陽光発電所No. 2（平成25年4月1日設立）、MMライフサポート株式会社（平成26年1月24日設立）及び日本ストロー株式会社（平成26年2月3日株式取得）を連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用関連会社の数 2社

持分法適用関連会社名は、LIDDELL COAL SALES PTE. LIMITED及びPT Gerbang Daya Mandiriであります。

なお、LIDDELL COAL SALES PTE. LIMITEDは、当社が32.5%を出資（平成25年11月28日）したことに伴い、当連結会計年度より持分法の適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.、MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD.、MMI コールテック株式会社、MMI Indonesia Investments PTY LTD.、MMI Doyles Creek PTY. LTD.並びに日本ストロー株式会社の決算日は、平成25年12月31日であります。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ ……………時価法

(ハ) たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………主として移動平均法による原価法

製 品……………主として総平均法による原価法

原材料、仕掛品、貯蔵品……………移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）については、主として定額法によっております。その他の有形固定資産については、主として定率法によっております。また、連結子会社の保有する機械装置及び器具備品の一部については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…………… 3～50年

機械装置及び運搬具… 3～17年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

(施設運営受託事業に係る一部固定資産の会計処理について)

株式会社エムアンドエムサービス（施設運営受託事業）において計上されている固定資産のうち1,346百万円につきましては、紀南中核的交流施設整備事業を行うため三重県及び地元市町から財政支援を受け、全額補助金（10年分割）により取得した施設であり、同社は当該施設を管理運営することを事業としております。

当該施設の管理運営という経済実態を勘案し、受領する補助金は補助金収入として特別利益に計上するとともに、対応する固定資産は減価償却を行わず固定資産圧縮損を特別損失として計上しております。

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ)ポイント引当金

顧客に対して発行したポイントの使用により将来発生する費用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ)重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたる定額法により償却しております。

(ロ)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び金利キャップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金の金利変動リスクを軽減するため、その一部について変動金利を固定化する金利スワップ、金利キャップ取引をヘッジ手段として用いております。

また、外貨建金銭債権の為替変動リスクを軽減するため、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

ヘッジ方針

金利変動リスクヘッジ又は為替変動リスクヘッジを行うことを目的として、利用範囲や取組方針等について定めた規程に基づき行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関性があることを確認し、有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ及び金利キャップについては、有効性の評価を省略しております。

(ハ)退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ニ)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(ホ)のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個別案件毎に投資効果が見込まれる期間を見積り、20年以内の合理的な年数により均等償却しております。

なお、金額が僅少な場合には、発生時に一括償却しております。

(へ) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において表示していた「退職給付引当金」は「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)の適用に伴い、当連結会計年度より、「退職給付に係る負債」として表示しております。

リース資産の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「有形固定資産」の「その他」(前連結会計年度 71百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「リース資産」として表示しております。

1年内償還予定社債の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「流動負債」(前連結会計年度 1億25百万円)に独立表示しておりましたが、重要性が低下したため、当連結会計年度より、「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

長期リース債務の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「固定負債」の「その他」(前連結会計年度 45百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「長期リース債務」として表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 借入金に対する担保差入資産

建物及び構築物	145百万円
土地	5,645百万円
投資有価証券	204百万円
計	5,995百万円
担保付債務	
短期借入金	67百万円
長期借入金	5,017百万円(1年内返済予定額1,711百万円含む)
計	5,084百万円

② 営業取引等の保証に供している担保差入資産

現金及び預金	1,221百万円
投資有価証券	14百万円
計	1,235百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、12,699百万円であります。

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出
- ・再評価を行った年月日……平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回った差額……431百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途・場所	種類	金額 (百万円)
「石炭生産設備」 (オーストラリアNSW州)	機械装置及び運搬具	180
「建機材事業製造設備他」 (長崎県西海市)	機械装置及び運搬具 その他有形固定資産 その他無形固定資産	4
「遊休資産」 (長崎県西海市他)	土地	216
計		401

(経緯)

上記「石炭生産設備（オーストラリアNSW州）」については、一部生産設備が稼働休止となり、将来の用途が定まっていないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

「建機材事業製造設備他（長崎県西海市）」については、事業の製造販売活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

「遊休資産（長崎県西海市他）」については、その将来の用途が定まっていないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

当社グループは、事業別を基本にグルーピングを行っております。ただし、施設運営受託事業、不動産事業及び遊休資産については、それぞれの個別物件別を基本単位として取り扱っております。

(回収可能価額及び算定方法等)

正味売却価額（主として不動産鑑定評価額により評価）

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 138,677,572株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	693	5	平成25年3月31日	平成25年6月24日

(注) 配当額の内訳は、1株につき普通配当4円及び創業100周年記念配当1円

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成26年5月13日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額 554百万円

(ロ) 1株当たり配当額 4円

(ハ) 基準日 平成26年3月31日

(ニ) 効力発生日 平成26年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、債権については為替変動リスク、借入金については金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、外貨建ての営業債権は、為替変動のリスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク、外貨建ての株式についてはそれに加え為替の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引等）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引等であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5)⑤(ロ)重要なヘッジ会計の方法を参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するとともに、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結し、当該リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、(2)(注1)の「デリバティブ取引」における契約金額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	14,362	14,362	—
② 受取手形及び売掛金	6,203	6,203	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	1,957	1,957	—
資産計	22,523	22,523	—
① 買掛金	3,031	3,031	—
② 短期借入金	5,703	5,712	8
③ 未払法人税等	163	163	—
④ 社債	157	156	△0
⑤ 長期借入金	7,637	7,729	92
⑥ 長期リース債務	1,030	1,025	△4
負債計	17,723	17,819	95
デリバティブ取引	495	495	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

時価については取引所の価格によっております。

負 債

①買掛金、②短期借入金、並びに③未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期借入金に含まれる1年内返済長期借入金のうち固定金利によるものについては元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④社債、並びに⑤長期借入金

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑥長期リース債務

長期リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
 ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等		時価
			1年超		
原則的処理方法	為替予約取引 買建 豪ドル (米ドル売)	売掛金	5,336	—	△495

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等		時価
			1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,003	1,385	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期借入金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該短期借入金及び長期借入金の時価に含めて記載しております。(「負債②短期借入金」、「負債⑤長期借入金」参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額464百万円)及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額664百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,362	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,203	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	—	—	14	—
合計	20,566	—	14	—

(注4) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	75	65	47	21	24	—
長期借入金	3,281	1,534	1,206	1,197	1,129	2,568
リース債務	70	66	63	63	62	773
合計	3,427	1,666	1,317	1,282	1,216	3,342

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）、賃貸用のマンション（土地を含む。）及び遊休不動産を有しております。

平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は305百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上。）、減損損失は216百万円（特別損失に計上。）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
10,729	10,518

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称 日本ストロー株式会社

事業内容 ストロー及び包装資材の製造販売

食品容器、包装資材の輸入販売

食品容器、包装資材のライセンス事業

② 企業結合を行った主な理由

日本ストロー株式会社は、昭和58年（1983年）に伸縮ストローを開発してから今日に至るまで、同事業の先駆者として独自の技術・ノウハウを蓄積し、国内市場における圧倒的シェアを有するリーディングカンパニーとして確固たる地位を確立しております。日本ストロー株式会社の「安心・安全・便利、高品質なストロー」は、大手乳業・飲料メーカー等の優良顧客から高い信頼と評価を得て、安定した取引基盤を有し、堅調な業績をあげております。

日本ストロー株式会社は、当社グループ傘下となることにより、海外市場や国内の介護関連業界へ

の拡販等、本事業のさらなる発展と拡大が期待できます。当社グループは、燃料事業以外の分野での新たな事業の柱として、積極的に本事業の育成・強化を進めてまいります。

③ 企業結合日

平成26年1月10日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 企業結合後の名称

名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 企業取得を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は12月31日であり、連結決算日と3ヶ月異なっております。当連結会計年度におきましては、被取得企業の平成25年12月31日現在の貸借対照表のみを連結しております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	3,060百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	40百万円
取得原価		3,100百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

1,373百万円

⑥ 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。

⑥ 償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,708百万円
固定資産	1,540百万円
資産合計	4,249百万円
流動負債	2,172百万円
固定負債	350百万円
負債合計	2,522百万円

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	3,799百万円
営業利益	384百万円
経常利益	392百万円
税金等調整前当期純利益	398百万円
当期純利益	190百万円
1株当たり当期純利益	1円37銭

(概算額の算定方法)

同社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの売上高及び損益情報に、企業結合時に認識された資産の時価評価損益及びのれんが当連結会計年度開始の日に発生したものとし、減価償却費及びのれん償却額を加減して影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(事業分離)

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

コンフォート株式会社

② 分離した事業の内容

当社の建機材事業におけるキッチンカウンター、木製建具、輸入キッチン並びにウッドデッキその他の家具の備付け事業

③ 事業分離を行った主な理由

当社における同事業の業績および事業状況等を総合的に勘案した結果、同事業を整理することが当社の業績に寄与するものと考え、住宅及びマンション用建築部材の販売を主力事業として展開しているコンフォート株式会社との間で、同社に事業移管することについて合意に至り、本会社分割（簡易吸収分割）を行うことといたしました。

④ 事業分離日

平成26年2月17日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を分割会社とし、コンフォート株式会社を承継会社とする会社分割（簡易吸収分割）であります。

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

移転損失 22百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

本会社分割により分割した資産、負債はありません。

③ 会計処理

本会社分割において移転したことにより受け取った対価と、承継会社との合意に基づく精算金額（承継された事業に係る権利義務により、承継会社において将来発生すると見込まれる費用負担額等）との差額を移転損失として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

建機材事業セグメント

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,494百万円
営業損失	2百万円

9. 1株当たり情報に関する注記	
1株当たり純資産額	236円60銭
1株当たり当期純利益	11円05銭

10. 重要な後発事象に関する注記
 該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,823	流動負債	6,195
現金及び預金	1,592	買掛金	938
受取手形	262	短期借入金	2,000
売前掛金	2,851	1年内返済予定長期借入金	1,780
前払費用	36	未払金	128
そ の 他 金	79	未払費用	30
貸倒引当金	△0	未払法人税等	31
		預り金	957
		その他	327
固定資産	30,025	固定負債	8,511
有形固定資産	12,944	長期借入金	6,188
建物	1,050	再評価に係る繰延税金負債	585
構築物	89	繰延税金負債	1,083
器具備	65	退職給付引当金	125
土壌	11,704	関係会社事業損失引当金	97
建設仮勘	25	その他	432
そ の 他	7	負債合計	14,706
無形固定資産	64	純資産の部	
ソフトウェア	64	株主資本	18,935
その他	0	資本金	8,571
投資その他の資産	17,016	資本剰余金	6,219
投資有価証券	1,517	資本準備金	6,219
関係会社株	15,282	利益剰余金	4,148
関係会社長期貸付	3,754	利益準備金	460
そ の 他 金	418	その他利益剰余金	3,688
貸倒引当金	△3,957	固定資産圧縮積立金	1,750
		別途積立金	1,000
		繰越利益剰余金	938
		自己株式	△4
		評価・換算差額等	1,205
		その他有価証券評価差額金	501
		土地再評価差額金	704
資産合計	34,848	純資産合計	20,141
		負債・純資産合計	34,848

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日)
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		62,564
売上原価		61,254
売上総利益		1,309
販売費及び一般管理費		1,545
営業損失		△236
営業外収益		
受取配当金の他	1,489	
その他	27	1,516
営業外費用		
支払利息	80	
コミットメント費	29	
その他	8	118
経常利益		1,161
特別利益		
固定資産売却益	463	463
特別損失		
固定資産売却損失	196	
減損損失	216	
補償損失	37	
事業整理損失	56	
その他	34	540
税引前当期純利益		1,084
法人税、住民税及び事業税	67	
法人税等調整額	△173	△106
当期純利益		1,191

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計		
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成25年4月1日残高	8,571	6,219	460	2,602	1,000	449	4,512	△4	19,299	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△693	△693		△693	
当期純利益						1,191	1,191		1,191	
固定資産圧縮積立金の取崩				△852		852	－		－	
土地再評価差額金の取崩						△861	△861		△861	
自己株式の取得								△0	△0	
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額				0		△0			－	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									－	
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△852	－	488	△363	△0	△363	
平成26年3月31日残高	8,571	6,219	460	1,750	1,000	938	4,148	△4	18,935	

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成25年4月1日残高	512	△153	358	19,658
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△693
当期純利益				1,191
固定資産圧縮積立金の取崩				－
土地再評価差額金の取崩		861	861	－
自己株式の取得				△0
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の変動額				－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△11	△3	△14	△14
事業年度中の変動額合計	△11	858	847	483
平成26年3月31日残高	501	704	1,205	20,141

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

燃料事業の商品……………個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。（但し、機械装置の一部については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく退職一時金にかかる当期末要支給額を計上し

ております。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社に対する債権金額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還期間にわたる定額法により償却しております。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の条件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

借入金の金利変動リスクを軽減するため、その一部について変動金利を固定化する金利スワップ、金利キャップ取引をヘッジ手段として用いております。

ヘッジ方針

金利変動リスクヘッジ又は為替変動リスクヘッジを行うことを目的として、利用範囲や取組方針等について定めた規程に基づき行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップ及び金利キャップについては、有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前渡金の表示方法は、従来、貸借対照表上、「流動資産」（前事業年度 2億21百万円）に独立表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

未収入金の表示方法は、従来、貸借対照表上、「流動資産」（前事業年度 3億14百万円）に独立表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

関係会社長期未収入金の表示方法は、従来、貸借対照表上、「投資その他の資産」（前事業年度 31百万円）

に独立表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

リース債務の表示方法は、従来、貸借対照表上、「流動負債」（前事業年度 6 百万円）に独立表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

前受金の表示方法は、従来、貸借対照表上、「流動負債」（前事業年度 89 百万円）に独立表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

長期未払金の表示方法は、従来、貸借対照表上、「固定負債」（前事業年度 2 億97 百万円）に独立表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。

受取保証金の表示方法は、従来、貸借対照表上、「固定負債」（前事業年度 1 億61 百万円）に独立表示しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より、「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 借入金に対する担保差入資産

土	地	5,091 百万円
---	---	-----------

担保付債務

長期借入金	3,809 百万円（1 年内返済予定額503 百万円含む）
-------	-------------------------------

② 営業取引等の保証に供している担保差入資産

投資有価証券	14 百万円
--------	--------

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、2,749 百万円であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	54 百万円
--------	--------

長期金銭債権	31 百万円
--------	--------

短期金銭債務	71 百万円
--------	--------

(4) 取締役に対する金銭債務は、次のとおりであります。

長期金銭債務	2 百万円
--------	-------

(5) 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰

延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出

- ・再評価を行った年月日……平成14年3月31日

- ・再評価を行った土地の期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回った差額…… 431百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 358百万円

仕入高 1,412百万円

販売費及び一般管理費 64百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金 1,465百万円

その他 4百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 28,340株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金 152百万円

投資有価証券評価損 183百万円

退職給付引当金 44百万円

貸倒引当金 1,345百万円

関係会社株式 313百万円

減損損失 253百万円

その他 206百万円

繰延税金資産小計 2,499百万円

評価性引当額 △2,499百万円

繰延税金資産合計 一百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 △958百万円

その他有価証券評価差額 △124百万円

繰延税金負債合計 △1,083百万円

繰延税金負債の純額 △1,083百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の37.75%から35.38%となります。

なお、この変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.	オースト ラリア シドニー	131 百万A\$	海外子会社 統括・管理等	所有 直接 100%	経営指導 役員の兼任	受取配当金	1,465	—	—
子会社	MMエナジー(株)	福岡県 福岡市	50	太陽光等の 再生可能 エネルギー 発電事業	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の 貸付	660	関係会社 長期貸付金 (注2)	51
									その他 (流動資産) (注2)	6
子会社	池島 アーバン マイン(株)	長崎県 長崎市	80	リサイクル業	所有 直接 80%	資金の援助 役員の兼任	資金の 貸付	—	関係会社 長期貸付金 (注3)	3,703
							利息の受取	—	その他 (投資その他の資産) (注3)	31

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んでおります。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 関係会社長期貸付金及び関係会社長期未収入金に対し、同額の貸倒引当金を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	145円27銭
1株当たり当期純利益	8円59銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

三井松島産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 本野正紀 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 甲斐祐二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 荒牧秀樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月7日

三井松島産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 本野正紀 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 甲斐祐二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 荒牧秀樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井松島産業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月8日

三井松島産業株式会社

常勤監査役
常勤監査役（社外監査役）
社外監査役

監査役会

高田 義雄 ㊟
荒木 隆繁 ㊟
野田部 哲也 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
～	～
20. (新 設)	20. (現行どおり)
	<u>21. ストローならびに紙製および合成樹脂製の食品容器、包装資材の製造販売</u>
21. (条文省略)	22. (現行どおり)
22. (条文省略)	23. (現行どおり)

第2号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役5名全員は、本株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	くしま しんいちろう 串間 新一郎 (昭和26年6月4日)	昭和50年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成7年2月 同行国際企画部詰 インドネシアさくら銀行副社長 平成11年10月 同行鹿児島支店長 平成16年4月 株式会社ベルデ九州取締役管理本部長 平成17年6月 当社入社 取締役 常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 専務執行役員 平成20年4月 当社取締役 副社長執行役員 平成20年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. CEO	59,000株
2	あまの つねお 天野 常雄 (昭和33年7月8日)	昭和56年4月 川鉄商事株式会社（現JFE商事株式会社）入社 平成13年4月 同社原料部担当部長 平成16年1月 コーニング・インターナショナル株式会社入社 光通信システム営業部長 平成20年8月 当社入社 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 出向 平成21年6月 当社執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 平成25年4月 当社取締役 常務執行役員 燃料・エネルギー事業部長 不動産事業部担当 海外業務部担当（現任） (重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. COO	24,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">こやなぎ しんじ 小柳 慎司 (昭和33年9月19日)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成15年7月 当社社長室長 平成18年6月 当社経営企画室長 平成19年6月 当社執行役員 経営企画室長兼海外業務部長 平成22年6月 当社常務執行役員 経営企画部長 海外業務部担当 平成23年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 海外業務部担当 平成23年10月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 国内関連業務部長 海外業務部担当 平成25年4月 当社取締役 常務執行役員 経営企画部担当 総務部担当 人事部担当 国内関連業務部担当 内部監査室担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. 取締役 株式会社松島電機製作所 代表取締役社長 株式会社エムアンドエムサービス 取締役 日本ストロー株式会社 取締役</p>	28,000株
4	<p style="text-align: center;">の も と と し ひ る 野元 敏博 (昭和33年3月11日)</p>	<p>昭和57年4月 株式会社三井銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 平成16年4月 同行川口法人営業部 部長 平成18年4月 同行自由が丘法人営業部 部長 平成21年4月 同行大森法人営業部 部長 平成23年5月 当社出向 経営企画部 部長 平成24年5月 当社入社 理事 経営企画部 部長 平成25年4月 当社執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エムアンドエムサービス 取締役 日本ストロー株式会社 取締役</p>	6,000株
5	<p style="text-align: center;">しの は ら た か し 篠原 俊 (昭和29年12月7日)</p>	<p>昭和55年3月 公認会計士登録 昭和57年1月 公認会計士篠原俊事務所開設 (現任) 昭和59年5月 税理士登録 平成22年1月 篠原・植田税理士法人 代表社員 (現任) 平成22年6月 当社取締役 (社外) (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ベスト電器 監査役 (社外) 福岡リート投資法人 監督役員</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者篠原俊氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に対して、篠原俊氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ① 篠原俊氏は、その豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 篠原俊氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
- ③ 篠原俊氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④ 篠原俊氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ⑤ 篠原俊氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外取締役としての職務を遂行することができる理由について
- 篠原俊氏は、公認会計士、税理士としての高い見識を有しているため、社外取締役として客観的な視点から当社経営に対する監督を行うことができると判断します。
- (3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- 篠原俊氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年であります。
- (4) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、篠原俊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、責任限度額を8百万円または法令が規定する最低責任限度額の高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、平成25年6月21日開催の第157回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役長門博之氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、監査役が欠けた場合として候補者長門博之氏の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
ながとひろゆき 長門博之 (昭和26年7月29日)	昭和56年4月 弁護士登録 昭和61年4月 長門博之法律事務所開設(現任) 平成14年6月 当社監査役(社外) 平成22年6月 大石産業株式会社 監査役(社外)(現任) 平成25年3月 不二精機株式会社 監査役(現任)	10,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長門博之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 長門博之氏を補欠の社外監査役として選任する理由
長門博之氏は、弁護士の資格を有しており、また当社の社外監査役として監査業務に従事されたことから、その豊富な専門知識と経験を活かして社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものとして選任をお願いするものであります。
4. 長門博之氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、責任限度額を8百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額の高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の一部改定及び継続の件

当社は、平成23年6月24日開催の当社第155回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の一部改定及び継続の件」(以下「旧プラン」といいます。)を導入いたしました。

旧プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、社会・経済情勢の変化や買収防衛策をめぐる諸々の動向等を勘案しつつ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非を含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、当社取締役会は旧プランを一部変更したうえで、「当社

株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決定しております。

つきましては、本プラン継続のご承認をお願いいたしたいと存じます。

第1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付者による大規模買付提案を受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様への判断に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報を確保するとともに、株式の大規模買付提案者との交渉などを行うこと等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる必要があると考えております。

第2 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 「経営の基本理念」及び「経営ビジョン」

当社グループが目指す普遍的な価値を「経営の基本理念」として定め、この理念を実現するために企業として目指すべき姿を「経営ビジョン」として定めております。これらの理念・ビジョンは当社グループの役職員が意思決定を行う場合の方向性を示したものです。

① 三井松島グループ 経営の基本理念

「人と社会の役に立つ」

三井松島グループは、大正2年（1913年）に長崎県松島において炭鉱会社として産声を上げ、これまで100年にわたり石炭事業を通じて、日本のエネルギー供給安

定化に貢献してまいりました。これからも「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会作りに向け事業展開し、次の100年も更に成長し進化し続けます。

② 三井松島グループ 経営ビジョン—次の100年のために私たちが目指す姿

- ・皆様から必要とされる企業を目指します。
そのために、常に新しい事業分野の開拓や創造に積極果敢に挑戦し、社会のニーズに応えてまいります。
- ・皆様から信頼される公明正大な企業を目指します。
そのために、財務の健全性とリスクテイクとのバランスの取れた経営を図り、全てのステークホルダーに対して誠実に向き合います。
- ・あらゆる環境変化に対応し、しなやかに自己変革できる企業を目指します。
そのために、会社・社員一体となってアンテナを高くし、感性や創造性を磨きます。
- ・真面目に頑張る社員が報われる企業を目指します。
そのために、フェアな企業風土を醸成いたします。

(2) 当社グループの成長戦略

大正2年（1913年）の当社創業以来、国内炭に始まった石炭の生産・販売事業は、100年の時を経てその舞台を海外に移しております。その間、当社グループは、「炭鉱経営で培った技術力」、「開発企画・提案力」、「優良需要家への販売力」という3つの優位性を確立し、石炭販売と石炭生産の燃料事業を中核事業と位置付け、日本におけるエネルギーの安定供給に取り組んでまいりました。

今後も世界的な石炭需要は新興国を中心に拡大する見通しであり、当社グループとしても当社が持つ3つの優位性を駆使し、引き続き新たな石炭権益の獲得を強力に進めております。

一方で燃料事業の業績は、石炭価格や外国為替等の外部要因の変動に大きく左右され、また昨今は、再生可能エネルギーやシェールガス等エネルギー資源を取り巻く構造変化も進んできております。

当社グループは、こうした将来のエネルギー資源ビジネスの変化に対応し、収益基盤の安定化・多様化を図るため、成長戦略として燃料事業への継続的な取り組みと併せ、燃料事業以外の分野での新たな事業の柱を築くことによる安定的な事業ポートフォリオの構築を喫緊の課題と考え、一昨年以來、施設運営受託事業、再生エネルギー事業、飲食用資材事業、介護事業等の拡充を進めてまいりました。

こうした「石炭権益確保による中核事業の収益力強化」と「新規事業の育成による収益の安定化・多様化」という当社グループの成長戦略と、その実現に向けての各取り組みは、当社グループの株主価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に大きく貢献するものと確信しています。

(3) 利益還元のお考え

当社グループにおきましては、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

また、今後につきましても、この基本方針に基づき、長期にわたり安定した配当を継続していくことを目指しております。

(4) コーポレート・ガバナンスに関する基本的なお考え

企業は、株主を含めたステークホルダーからの信頼にその存立の基盤を置いております。

当社グループにおきましても、ステークホルダーからの要望に応える為には収益の追求が不可欠であります。それは健全な企業活動を通じて生み出されたものでなければ企業の持続は望めないと考えます。企業収益を追求しつつ信頼を獲得し、これを益々強固なものにしていくには、確固たる統治機構（ガバナンス）を社内に構築し、コンプライアンス徹底に努めることが企業経営の基本であり、最終的に企業価値の向上に繋がると考えております。

また、当社グループは、企業倫理とコンプライアンスの重要性を全役員・使用人に認識させることを目的として「三井松島行動憲章」を制定、「三井松島グループコンプライアンスマニュアル」を配布し、遵守の徹底に努めております。

更に当社におきましては、取締役会の監督機能の強化のため、現在、取締役5名中1名を独立性を有する社外取締役として選任しており、また監査役におきましても3名中2名を独立性を有する社外監査役として選任しており、客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めています。なお、本定時株主総会後には、株主の皆様にご承認いただいた場合、社外取締役1名が再任予定であり、任期中の社外監査役2名とともに当社はこれら社外役員全員を東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届出を行い、今後も経営の透明性や健全性並びに客観性を確保し、コンプライアンスの徹底を含めたガバナンスの強化を図ってまいります。

第3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株式等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株式等の買付け等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株式等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等所有割合（注7）の合計をいいます。

2. 本プランの概要

本プランは、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記3.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記4.）から構成されております。

本プランにおいては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下、同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下、同じとします。

及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記3. (1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記3. (2)）を要請しております。

本プランにおいては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値又は株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定しています（後記4. (2) (3)）。

3. 大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

① 大規模買付者の概要

- (i) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ii) 代表者の役職及び氏名
- (iii) 会社等の目的及び事業の内容
- (iv) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (v) 国内連絡先
- (vi) 設立準拠法

② 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（注8）その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

次に、上記の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主及び投資家の皆様の判断並びに当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主及び投資家の皆様が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。なお、意向表明書及び本情報の提出に際し、使用する言語は日本語に限ります。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合及び大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を速やかに公表いたします。

- ① 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株式等保有割合及び保有株式等の数
- ④ 大規模買付行為における当社株式等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の具体的内容及び条件
- ⑤ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

⑩ 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

⑪ 前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、合理的な期限を定め、追加的に情報提供を求めることがあります。当社取締役会が大規模買付者による本情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主及び投資家の皆様の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、速やかに開示いたします。

(2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主及び投資家の皆様に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。

(3) 独立委員会

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問

に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、以下の事項について勧告を行います。

① 大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記3. (1)に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を取締役に勧告します。

② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか（後記4. (2)①）について検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付措置を発動すべきでない旨を取締役会に対して勧告します。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが明らかな場合には、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきである旨を取締役会に対して勧告します。ただし、独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないとは判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

③ 大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか否か及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合であっても、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記4. (2)②）を具備しているかについて検討してその結果を取締役に勧告し、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、例外的に大規模買付対抗措置の発動をするべきである旨を取締役会に対して勧告する場合があります。ただし、独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないとは判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項及び独立委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項について

独立委員会は、上記事項について取締役会に勧告します。

本プラン継続時の独立委員会規則の概要は別紙2をご参照ください。

また、本プラン継続時の独立委員会の委員には、別紙3に記載の3氏が就任する予定です。

4. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を満たす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当ての方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙4に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員

会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、例外的に当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとしませんが、その場合でも大規模買付対抗措置を発動することが相当でないとして当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (iv) 当該大規模買付行為又は当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高価売り抜けをすることにある場合。
- (v) 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、当社株主の皆様に対し当社株式等の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- (vi) 大規模買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、取引先、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値を著しく毀損する恐れがある又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。
- (vii) 買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の

処遇方針等を含む。)が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付けである場合。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を速やかに公表するものとします。

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付対抗措置の不発動を決議するものとします。ただし、独立委員会により、大規模買付行為が前記(2)②ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合は、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当ての実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、無償割当ての効力発生前においては新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当ての効力発生後においては新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

① 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合

② 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が上記(2)②ただし書き各号記載の要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約権の無償割当てを行うことが相当でない場合

5. 本プランの有効期間並びに廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成26年6月27日に開催予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までの3年間とします。

また、本プランの有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本プランを委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本プランに関する法令・証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとします。当社は、本プランを廃止又は変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

6. 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成26年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

第4 本プランの合理性について

1. 買収防衛策に関する指針を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1に述べたとおり、本プランは、大規模買付行為に応じるか否かについて株主

の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものです。

また、前記第3に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

3. 事前開示

本プランにおける大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第3において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

4. 本プラン継続手続き及び改廃の可能性

本プランは、平成26年5月13日開催の当社取締役会において、全取締役の賛成により継続が決定されたものであり、当該取締役会においては、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）の全員が出席する監査役会においていずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として本プランに賛同する旨、監査役会を代表して常勤監査役より意見が述べられています。

また、前記第3の5.に述べたように、本プランは、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができるとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

加えて、当社は、取締役の任期を1年としているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

したがって、本プランの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されうるものと考えます。

5. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本プランにおいては、前記第3の4.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件

として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本プランにおいては、前記第3の4.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本プランにおいては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

第5 本プランが株主及び投資家に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、導入時において新株予約権その他の株式を発行するものではありませんので、株主及び投資家の皆様の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様が、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能とするものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当ての方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間

内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるとの取得条項が、新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、上記第3の4.(3)において定められる手続により、当社取締役会が、新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた新株予約権を無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当ての対象となる株主が確定した後に売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

以 上

当社株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ・発行可能株式総数 300,000,000株
- ・発行済株式の総数 138,677,572株
- ・株主数 13,533名（当社を含む）
- ・大株主の状況

順位	株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
1	那 須 功	5,813	4.19
2	株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,318	2.39
3	株 式 会 社 親 和 銀 行	3,268	2.36
4	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,263	2.35
5	中 島 尚 彦	2,700	1.95
6	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,449	1.77
7	株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	1,600	1.15
8	メロンバンク エヌイーアズエージェントフォーイッツクライアントメロンオムニバス ユーエスベンション	1,547	1.12
9	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,526	1.10
9	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	1,526	1.10

(注) 持株比率は自己株式(28,340株)を控除して計算しております。

独立委員会規則の概要

1. 構成

独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）の委員（本別紙において以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。なお、当社取締役会は、上記に定める人数の範囲内で、業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間で、委員としての職務に関して善管注意義務を負う旨の委任契約を締結している社外の有識者を委員として選任することができる。

2. 任期

委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

3. 委員会の権限

- (1) 委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価の上、委員会としての決定を行い、その決定の内容及びその理由を当社取締役会に勧告する。
 - ① 大規模買付者が提供する情報の十分性について
 - ② 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について
 - ③ 大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか否か及び大規模買付対抗措置の発動の是非について
 - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項及び委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項について
- (2) 委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
 - ② 当社取締役会に対する代替案の提出の要求及び代替案の検討・評価
 - ③ 前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行う事ができると定めた事項
- (3) 委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として指示することができる。
 - ① 大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求
 - ② 大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報の全部又は一部の公表に関する意見
 - ③ 大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
 - ④ 大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

5. その他

- (1) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項に関する説明を求めることができる。
- (2) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員候補者略歴

本プランの独立委員会の委員候補者は、以下の3名を予定しております。

篠原 俊（しのはら たかし：昭和29年12月7日生）

【略歴】

昭和55年3月 公認会計士登録
昭和57年1月 公認会計士篠原俊事務所開設（現任）
昭和59年5月 税理士登録
平成19年5月 株式会社ベスト電器 監査役（社外）（現任）
平成19年10月 福岡リート投資法人 監督役員（現任）
平成22年1月 篠原・植田税理士法人 代表社員（現任）
平成22年6月 当社 取締役（社外）（現任）

- 注 1. 篠原俊氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所および福岡証券取引所に届出を行っております。

野田部 哲也（のたべ てつや：昭和33年8月10日生）

【略歴】

平成3年4月 弁護士登録
平成9年4月 河野・野田部法律事務所開設（現任）
平成24年4月 福岡県弁護士会 常議員（現任）
日本司法支援センター福岡地方事務所副所長（現任）
平成25年6月 当社 監査役（社外）（現任）

- 注 1. 野田部哲也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所および福岡証券取引所に届出を行っております。

長門 博之（ながと ひろゆき：昭和26年7月29日生）

【略歴】

昭和56年4月 弁護士登録
昭和61年4月 長門博之法律事務所開設（現任）
平成14年6月 当社 監査役（社外）
平成22年6月 大石産業株式会社 監査役（社外）（現任）
平成25年3月 不二精機株式会社 監査役（現任）

- 注 長門博之氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件
当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の保有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数
割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。
4. 新株予約権の払込金額
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使条件
①特定大量保有者（注9）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注10）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注11）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以 上

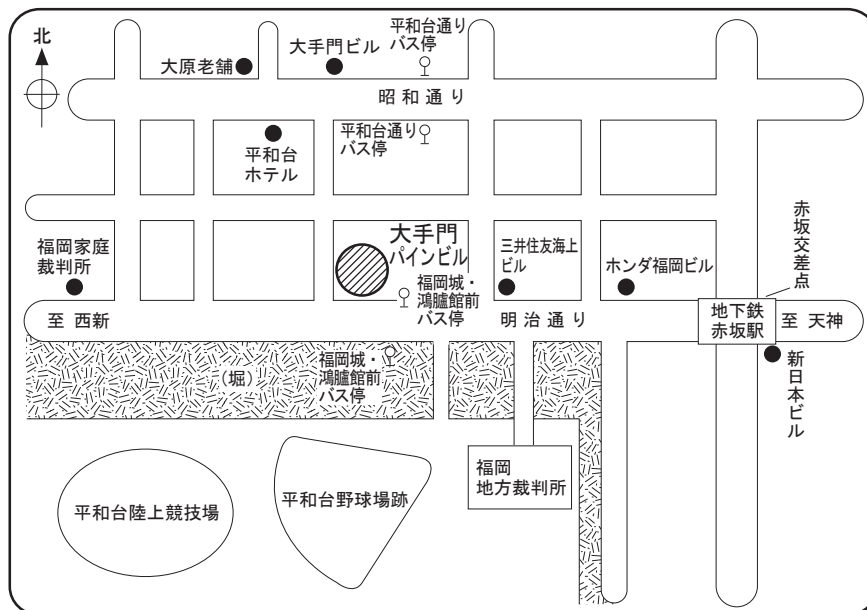
(注9)「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注10)「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注11)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

株主総会会場ご案内図

会 場 福岡市中央区大手門一丁目 1 番12号
大手門パインビル 2階 会議室



〔交通〕

- 西鉄バス 福岡城・鴻臚館前下車 徒歩1分
平和台通り下車 徒歩1分
- 地下鉄 赤坂駅下車 徒歩5分

(お願い)

駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。